

## 埼玉県内公立図書館等横断検索システム参加要綱

平成 17 年 6 月 1 日 施行  
最終改正 令和 3 年 3 月 1 日

埼玉県内公立図書館等横断検索システム（以下「横断検索システム」という。）は、図書館法第 3 条および第 8 条の規定に基づき、埼玉県内公立図書館等がインターネット公開している蔵書検索（以下「Web-OPAC」という。）機能を利用し、その横断検索を行うことにより埼玉県内の公立図書館等における図書館資料資源の共有化及びその効率的利用を促進し、相互貸借等を支援することを主たる目的とする。

（参加対象）

- 1 横断検索システムに参加することのできる施設（以下「参加館」という）は、次の各号に掲げる施設とする。
  - （1）埼玉県立図書館
  - （2）埼玉県内の政令指定都市立図書館
  - （3）埼玉県内の市町村立図書館
  - （4）その他埼玉県立熊谷図書館長（以下「館長」という。）が横断検索システム事業の遂行上特に必要があると認める施設

（参加の手続き）

- 2 横断検索システムに参加しようとする施設は、横断検索システム参加申込書（様式 1）により館長に申請しなければならない。

（横断検索システムの構築）

- 3 埼玉県立図書館は、参加館がインターネット上に公開している Web-OPAC を利用し、複数の図書館の蔵書を一度に検索できる横断検索システムを構築する。
- 4 参加のための費用は無料とする。また、参加館の Web-OPAC の仕様は、参加のために特別に変更はしないものとする。
- 5 参加館は、県立図書館が横断検索システムに登録するため各参加館の Web-OPAC にアクセスすることを許可するものとする。また登録のために技術的な質問が発生した場合にはこれにできるだけ応えるものとする。
- 6 参加館は、横断検索システムにおいて各館の蔵書検索のために各参加館の Web-OPAC にアクセスすることを許可するものとする。また、各参加館の蔵書検索結果表示画面を利用することを許可するものとする。

（横断検索システムの権利）

- 7 横断検索システムに係る編集著作権は、埼玉県立図書館に帰属する。

（サービスの内容）

- 8 埼玉県立図書館は、横断検索システムを通して、次の各号に掲げるサービス（以下「検索サービス等」という。）を提供する。
  - （1）横断検索サービス
  - （2）主な総合目録ネットワーク等へのリンクサービス

（ネットワーク・システムの運用）

- 9 横断検索システムに係る情報システム（以下「ネットワーク・システム」という。）の運用時間は、24 時間とする。
- 10 館長は、ネットワーク・システムの運用保守上やむをえないときは、ネットワーク・システムの運用を停止することがある。
- 11 埼玉県立図書館及び参加館は、本システム及びネットワークに関するセキュリティ情報（システム構成、アドレス及びネットワーク情報等）について適切に管理し、本システムの関係者以外にみだりに開示しない等の守秘義務を有する。

（禁止事項）

- 12 参加館は、横断検索システムの利用にあたり、次の行為を行ってはならない。
  - （1）提供される書誌データの商用目的での利用や第三者への転許諾・貸与または譲渡。

(2) ネットワーク・システムの運用を阻害するような行為を行うこと。

(3) その他横断検索システムの目的に反し、又は法令に違反する行為を行うこと。

(参加館の義務)

1 3 参加館は、横断検索システム参加後にWeb-OPACの仕様を変更するなど、システムの維持に影響を及ぼすような変更を行おうとする場合には、あらかじめ館長に変更内容を連絡するものとする。

(脱退)

1 4 参加館は、横断検索システムから脱退しようとするときは、横断検索システム脱退届（別紙様式2）により館長に届け出なければならない。

参加館が廃止される時も、同様とする。

1 5 館長は、参加館がこの規定に違反したとき、又は前項の規定による脱退届を受理したときには、すみやかにシステムの検索対象館から除外するものとする。

(要綱の変更)

1 6 館長は、この要綱を参加館の承諾を得ることなく変更することができる。この場合において、館長は、参加館に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(様式1)

埼玉県公立図書館等横断検索システム参加申込書

(宛て先)  
埼玉県立熊谷図書館長

施設名  
代表者

下記の施設について、貴館の実施する横断検索システムに参加を希望し、以下のとおり申請します。

横断検索システムの利用にあたっては、「埼玉県公立図書館等横断検索システム参加要綱」の各条項を遵守いたします。

年 月 日

記

施設名

担当者名

所在地

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式2)

埼玉県公立図書館等横断検索システム脱退届

(宛て先)  
埼玉県立熊谷図書館長

施設名  
代表者

下記の図書館について、埼玉県公立図書館等横断検索システム参加要綱第14項に基づき、貴システムを脱退したいので届け出ます。

年 月 日

記

施設名

担当者名

所在地

電話番号

FAX番号

電子メール